

都市計画案の縦覧結果について

- 緑地区 区域区分の変更
用途地域の変更
緑地区計画の変更

※関連しますので一括審議をお願いします。

- 取手都市計画区域の整備，開発及び保全
の方針（区域マスタープラン）の変更

令和3年6月24日

緑地区の都市計画の変更について

緑地区

諮問第4号 区域区分の変更

…茨城県決定

※県が決定する都市計画について審議会の意見を聴取し、市が提出する意見について審議するもの

諮問第1号 用途地域の変更

…守谷市決定

諮問第2号 緑地区計画の変更

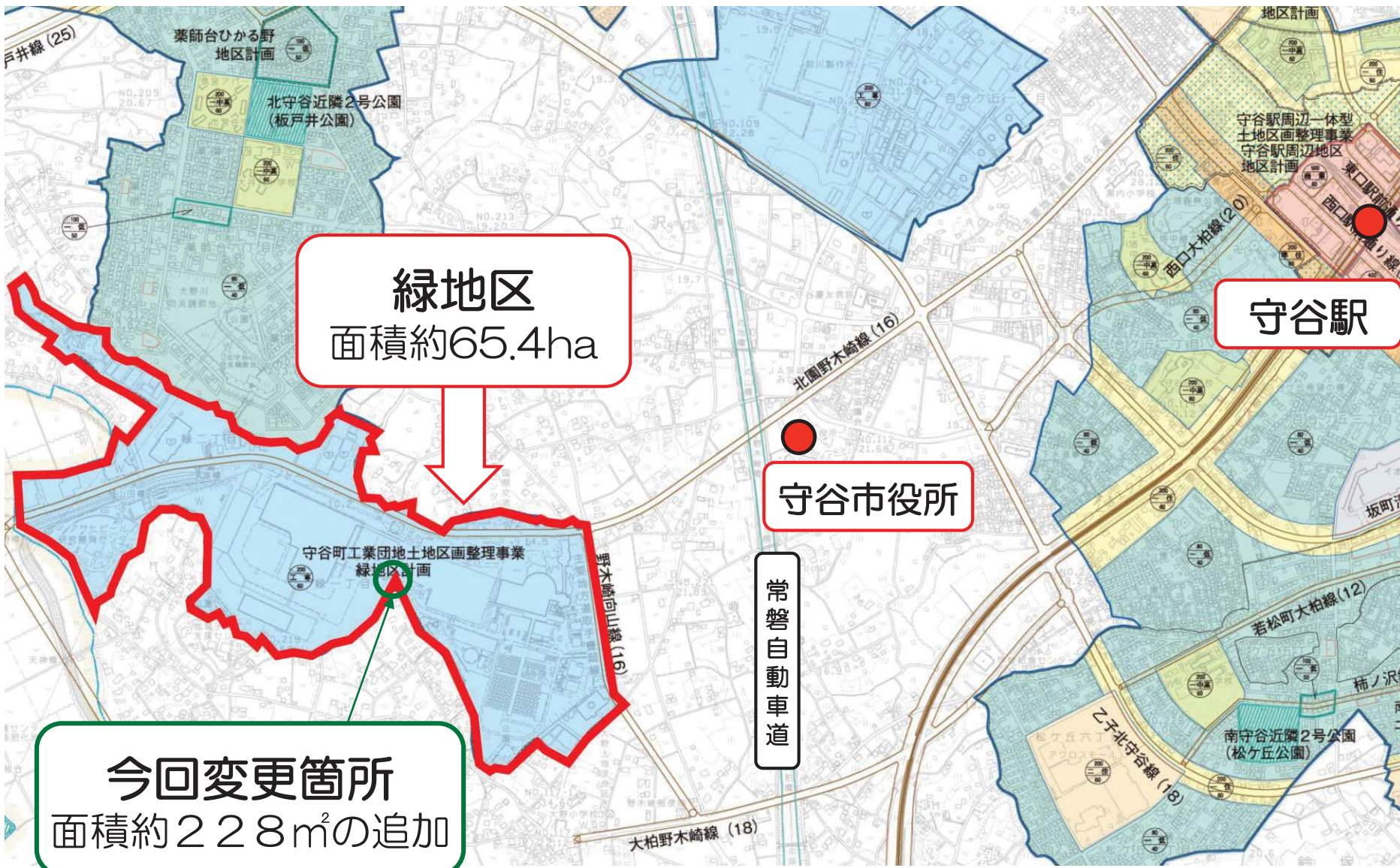
…守谷市決定

※市が決定する都市計画について審議するもの



まいたけ守り 夢彩都

緑地区の位置



区域区分の変更，用途地域の変更の内容

- ◆ 今回追加する部分 . . . 守谷市野木崎字角釜の一部
- ◆ 用途地域 . . . 工業専用地域
- ◆ 面積 . . . 0.02ha (約228m²)

変更前



変更後



緑地区計画の主な変更内容

1. 「地区計画区域」の変更

区域を変更(追加約228m²)

2. 「建築物等の用途の制限」の変更

現在の建築基準法における準工業地域の規制内容を適用

変 更 前	変 更 後
<u>別表第1</u> に掲げる建築物は建築してはならない。	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号及び第2号</u> に掲げる建築物は建築してはならない。

3. 「かき又はさくの構造の制限」の変更

かき又はさくの高さの制限1.5mを2.0mに変更

都市計画案の縦覧結果について

縦覧・意見書提出期間

令和3年5月17日から令和3年5月31日まで

※意見書提出先 県決定⇒県，市決定⇒市

緑地区

区域区分の変更 縦覧者…0人，意見書…0件

用途地域の変更 縦覧者…0人，意見書…0件

緑地区計画の変更 縦覧者…0人，意見書…0件

都市計画変更のスケジュール

年 月 日	内 容
令和3年5月17～31日	都市計画案の縦覧・意見書提出期間
令和3年6月24日	守谷市都市計画審議会（諮問・答申）
令和3年6月下旬（予定）	茨城県への意見回答 （区域区分，区域マスタープラン）
令和3年7月中旬（予定）	茨城県都市計画審議会
令和3年9月（予定）	都市計画変更告示

緑地区の都市計画変更の説明は以上となります。

取手都市計画区域（取手市・守谷市）

諮問第3号 整備，開発及び保全の方針（区域マスタープラン）の変更 …茨城県決定

※県が決定する都市計画について審議会の意見を聴取し，市が提出する意見について審議するもの

見直しの主なポイント

1. 茨城の将来像の実現に向けた取り組み

総合計画における5つの地域及び1 1のゾーンが目指す将来像を反映

2. 持続可能な都市づくりへの対応

総合計画や立地適正化計画制度を踏まえ、持続可能な都市づくりの方針を追加

3. 災害に強い都市づくりへの対応

過去の経験を教訓とした災害に強い都市づくりの視点を強化

4. まちづくり方針などへの対応

市町村のまちづくり方針や、近年の情勢等を踏まえた変更

5. 広域インフラの整備効果の活用に向けた取り組み

新たな工業、流通、商業等の産業機能の集積に向けた方針を追加

6. 都市農地の保全に向けた取り組み

市街地内の農地の保全について記載を強化

都市計画案の縦覧結果について

縦覧・意見書提出期間

令和3年5月17日から令和3年5月31日まで

※意見書提出先 県決定⇒県

取手都市計画区域(取手市・守谷市)

整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）
の変更

縦覧者…0人, 意見書…1件

※意見書は、茨城県都市計画審議会において審議

県に提出された意見書の内容

○整備，開発及び保全の方針の変更案について以下の箇所の修正を求めます。

○整備，開発及び保全の方針の変更案の該当箇所

ページ取手-12，ア 交通体系の整備の方針

「さらに，コンパクト+ネットワークを推進するため，バスなどの公共交通機関と連携するとともに，安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークの整備やにぎわいのある歩行空間の形成を図るなど，誰もが安心して快適に外出や移動ができる交通環境の充実や歩きたくなるまちなかの創出を図る。」

○修正提案

「さらに，持続可能で活力ある低炭素型社会の実現のため，バスなどの公共交通機関と連携するとともに，安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークの整備やにぎわいのある歩行空間の形成を図るなど，誰もが安心して快適に外出や移動ができる交通環境の充実や歩きたくなるまちなかの創出を図ることにより，コンパクト+ネットワークを推進する。」

県に提出された意見書の内容

○提案理由

1. 該当箇所における現計画の記述は下記の通りとなっています。
「さらに、**持続可能で活力ある低炭素型社会の実現のため**，バスなどの公共交通機関と連携するとともに，安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークを整備するなど，だれもが安心して快適に外出や移動ができる交通環境の充実を図ることにより，公共交通機関を基軸とした**コンパクトな市街地構造を目指す**。」
2. 低炭素社会の実現に向けた世界的な取り組みを背景に，温暖化ガス排出量を2050年までに実質ゼロにする政策目標を明記した改正地球温暖化対策推進法が本年5月26日に成立しました。また，守谷市も「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき，茨城県で唯一「低炭素まちづくり計画」を平成26年に策定し，低炭素まちづくりに取り組んでいるところです。
3. このように，低炭素型社会の実現が，誇張ではなく人類の大きな目標となっている中，現計画にある「持続可能で活力ある低炭素型社会の実現」という目標（言葉）は削除すべきではないと考えます。

【参考】 意見書に対する考え方

市においても、「持続可能で活力ある低炭素型社会の実現」は重要なものと認識しております。

取手都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（区域マスタープラン）の都市づくりの基本理念においては、「持続可能な都市づくりを進める。」ことを明言しております。

「持続可能な都市づくり」とは，人口減少下で都市が抱える様々な課題（環境問題，災害リスク，生活サービスの維持等）に対応した都市づくりを進めることであり，その中には低炭素型社会の実現も含まれています。

交通体系の整備の方針においては，具体的な交通分野の施策である「コンパクト＋ネットワークの推進」の方針のみを記載しているものであり，「持続可能な都市づくり」の方向性については，すでに冒頭の計画全体に関わる都市の基本理念において明言していることから，計画の修正は必要ないと考えます。また，市の「低炭素まちづくり計画」の実行にも支障ないと考えます。

以上で説明を終了します